

九州産業大学工学部電気情報工学科電気情報工学総合コース履修要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州産業大学工学部授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）

第1条の2第2項の規定に基づき、電気情報工学科電気情報工学総合コース（以下「総合コース」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 総合コースにおける技術者教育プログラムを履修しようとする者は、所定の期日までに登録しなければならない。

(登録要件)

第3条 総合コースに登録するには、2年次終了時までに、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 1年次に配当されている「専門必修科目」のすべての単位を修得していること
- (2) 2年次に配当されている「専門必修科目」30単位のうち24単位以上を修得していること
- (3) 「専門選択科目」のうち、「技術者倫理」を含む12単位以上修得していること
- (4) 「外国語科目」を、英語6単位以上修得していること

(卒業研究着手要件)

第4条 総合コースに登録した者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければ卒業研究を履修することができない。

- (1) 卒業研究以外の必修科目すべての単位を修得していること
- (2) 「専門選択必修科目」のうち、電気情報工学応用実験を含む4単位以上を修得していること
- (3) 「専門選択科目」のうち、38単位以上修得していること。ただし、「電気回路Ⅲ」、「電子回路Ⅱ」、「技術英語」、「電磁気学Ⅲ」、「電子物性Ⅱ」、「システム工学演習」を含む
- (4) 「専門選択科目」のうち、「専門基礎」の区分から10単位以上を修得していること
- (5) 「専門選択科目」のうち、「電気エネルギー系」又は「通信システム系」の選択した系列から10単位以上を修得していること
- (6) 「基礎教育科目」のうち、「数学の世界」、「科学の世界」を除く「教養科目」区分から6単位以上、および「実践科目」区分から2単位以上を含む14単位以上を修得していること
- (7) 「外国語科目」のうち、英語8単位を含む10単位以上を修得していること

(修了要件)

第5条 総合コースを修了するには、卒業研究の単位を修得し、履修規程第2条に定められた卒業に必要な124単位以上を修得しなければならない。

第6条 削除

(コースの変更)

第7条 総合コースから電気情報工学科電気情報工学一般コース（以下「一般コース」という。）への変更を希望する者は、年度始めの所定の期日までに願い出なければならない。

2 総合コースから一般コースへ変更した者は、総合コースに再登録することはできない。

(編入学生等の登録要件)

第8条 本学科3年次に編入又は転学部・転学科した者が、総合コースにおける技術者教育プログラムを履修するには、既修得単位の読み替え認定科目及び単位数が、第3条の登録要件を満たし、学習の内容及び時間数が本学科開講科目相当でなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後のコース名称については、平成19年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成21年度以前に入学した学生に対する改正後の要領第3条、第4条及び第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生に対する改正後の要領第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生に対する改正後の要領第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生に対する改正後の要領第3条、第4条及び第6条の規定の適用については、なお従前の例による。